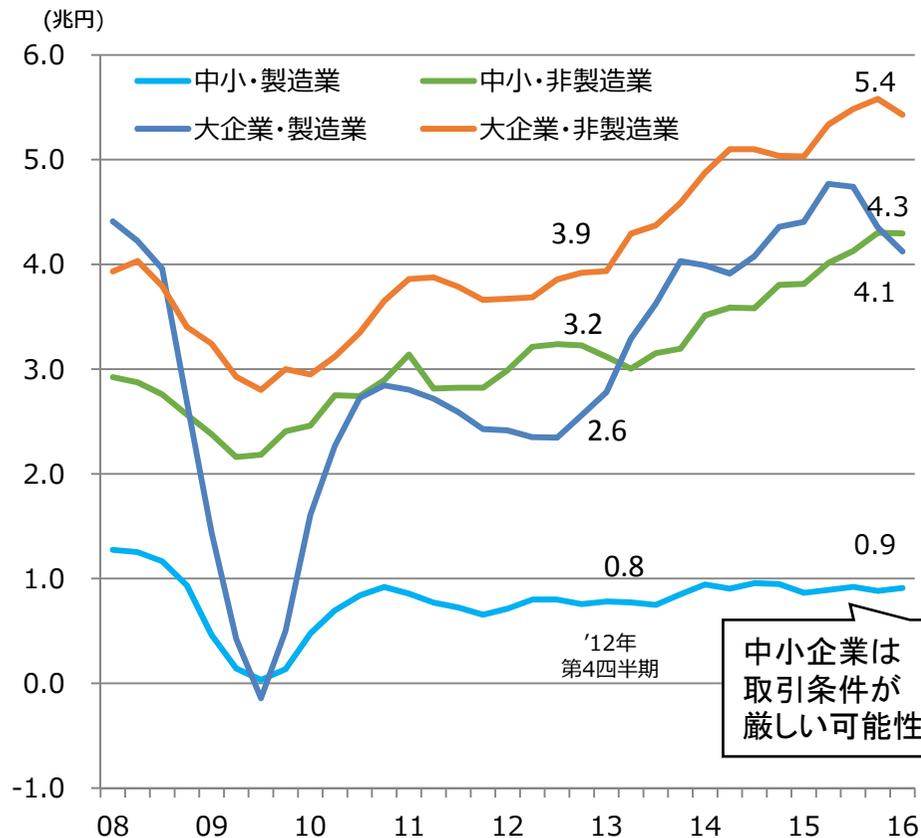


1. 「好循環」のためには中小企業の取引条件改善が重要

- 企業収益は拡大傾向にあるが、中小企業、なかでも製造業は改善に弱さあり。
- コストの価格転嫁など、取引条件の改善に取り組むことが必要。

経常利益の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) 資本金10億円以上の企業を大企業、資本金1000万円以上1億円未満の企業を中小企業とする。

経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について (抜粋)

(平成26年12月16日)

- 経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組むものとする。
- 平成26年12月16日付本取りまとめ(「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」)については、継続的にフォローアップを行っていくこととする。

安倍内閣総理大臣施政方針演説 (抜粋)

(第190回国会、平成28年1月22日)

- 「より安く」を追い求める、デフレ型の経済成長には、自ずと限界があります。
- 「より安く」ではなく、「より良い」に挑戦する、イノベーション型の経済成長へと転換しなければなりません。
- 原材料コストの価格への転嫁など、下請企業の取引条件の改善に官民で取り組みながら、最低賃金についても、1000円を目指し、年率3%を目途に引き上げます。

2. 中小企業の取引条件改善に関する検討状況

○未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定） 第2章 Ⅲ.（2）③

下請等取引について、これまでの調査等で明らかになった手形支払や金型保管等の取引慣行における課題の改善につながるよう、下請法の運用基準における違反事例の充実を始め、独占禁止法その他の関連法規の運用を強化するとともに、業種別下請ガイドラインの充実・改善を行う。これらの施策を通じ、下請け企業等の中小企業の取引条件の改善を図る。

関係法令と取引

下請法：下請取引

- ・ 製造業：部品の製造や加工を委託
- ・ 情報通信：ソフトウェアの作成委託
- ・ 運輸業*：トラック業者間の運送委託 等



中小企業の声

- ・ 金型が廃棄できない、保管コストが負担
- ・ 原価低減要請が一方的
- ・ 手形払いが多すぎる
- ・ 発注内容や責任が明確でない



対応の方向性



- ・ 下請法の違反行為に係る情報収集、違反行為の未然防止の強化に向け、これまでの調査で明らかになった違反事例を下請法の運用基準に追記する。

- ・ 業種別につくっている下請ガイドライン等で、できる限り現金払いとすることを促す。

独占禁止法：あらゆる取引

- ・ 小売業：商品の納入
- ・ 運輸業*：荷主とトラック業者の運送委託
- ・ 宿泊・飲食：材料などの購入 等



*貨物自動車運送事業法も関連

- ・ 一律的な値引きを要請される
- ・ 十分に協議することなく、運送代金を一方的に決められた
- ・ 荷待ち待機や附帯作業をさせられたが費用の支払いがない

- ・ 優越的地位の濫用行為の抑止・早期是正のため、物流特殊指定の調査を拡充するなど独占禁止法の運用を強化する。

- ・ トラック運送業の下請ガイドライン等で物流分野の適正取引を促す。
- ・ 荷主も含めた協議会の枠組みを活用して荷主サイドへの協力を要請する。

建設業法：建設工事の請負



- ・ 契約締結時に指値で一方的に発注される
- ・ 法定福利費相当分を支払ってもらえない

- ・ 建設業法令遵守ガイドラインで下請取引の適正化を促す。

- ・ 法定福利費の内訳明示した見積書の活用を関係団体に要請する。

3. 下請代金支払遅延等防止法の対象範囲のイメージ

仕様指定のない
既製品・サービスの購入

例. 小売業、運輸業（荷主とトラック業者）、宿泊・飲食、等



下請法の対象外

「優越的地位の濫用」にあたるものは独占禁止法で規制

事業として行う活動の
「委託」

例. 製造業、情報通信、運輸業、等



【資本金】

対象

対象外**

親事業者

【3億円*】

下請事業者

【1千万円】

*情報成果物作成委託（プログラム作成を除く）、役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く）については、5千万円。

**「優越的地位の濫用」にあたるものは独占禁止法で規制

うち
「建設工事」



下請法の対象外

建設業法で規制

自社で使うための
「委託」

例. 自社向け会計ソフト開発（自家使用）試作品開発（商品でないもの）、等

下請法の対象外

「優越的地位の濫用」にあたるものは独占禁止法で規制